

平成25年司法試験についてのアンケート集計結果

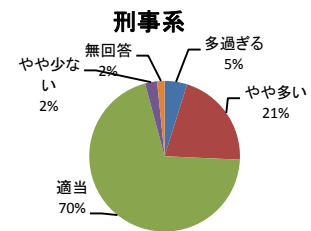
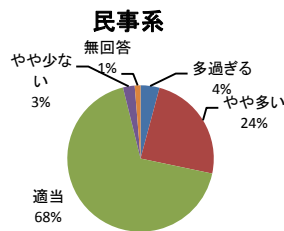
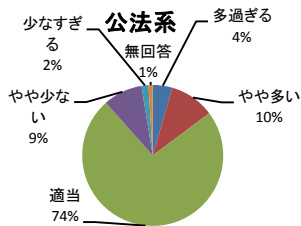
実施期間 2013.5.19～2013.9.4、総回答数 311通

自由記載回答の【】内の数字は、同趣旨の回答の合計数。

(1) 短答式試験についてのご意見

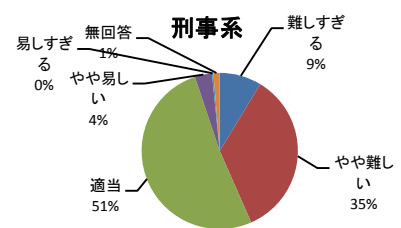
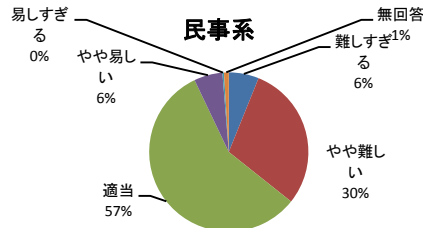
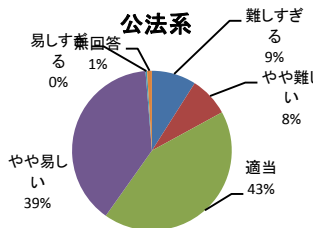
a 問題の量について

公法系	多過ぎる	14
	やや多い	32
	適当	229
	やや少ない	28
	少なすぎる	5
	無回答	3
民事系	多過ぎる	13
	やや多い	75
	適当	211
	やや少ない	8
	少なすぎる	0
	無回答	4
刑事系	多過ぎる	15
	やや多い	65
	適当	218
	やや少ない	8
	少なすぎる	0
	無回答	5



b 問題の難易について

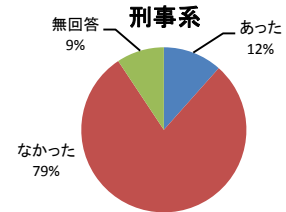
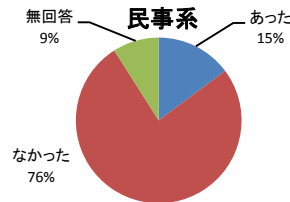
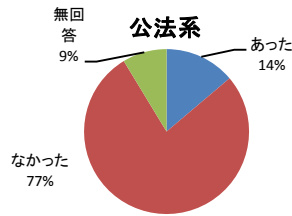
公法系	難しすぎる	28
	やや難しい	25
	適当	133
	やや易しい	121
	易しすぎる	1
	無回答	3
民事系	難しすぎる	19
	やや難しい	92
	適当	178
	やや易しい	18
	易しすぎる	1
	無回答	3
刑事系	難しすぎる	27
	やや難しい	108
	適当	160
	やや易しい	11
	易しすぎる	1
	無回答	4



c 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。

法科大学院での講義や求められる自学自習の範囲を超える知識を問う出題はありましたか(法科大学院で全く扱わない分野・条文・裁判例等の知識についての出題があったかという観点から。)

公法系	あった	43
	なかった	241
	無回答	27
民事系	あった	46
	なかった	237
	無回答	28
刑事系	あった	36
	なかった	246
	無回答	29



どんな出題ですか

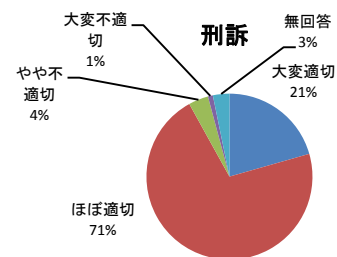
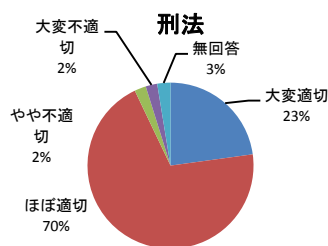
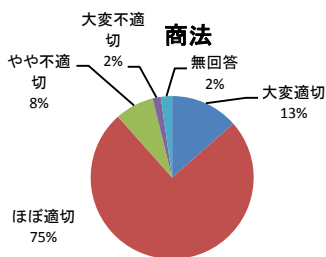
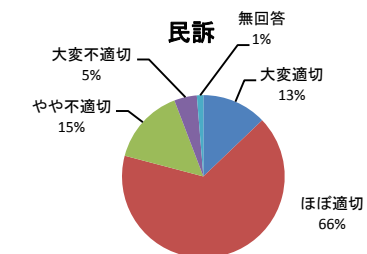
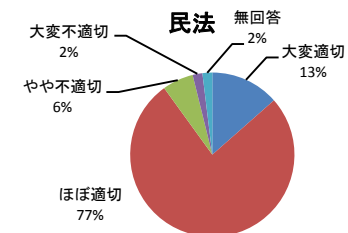
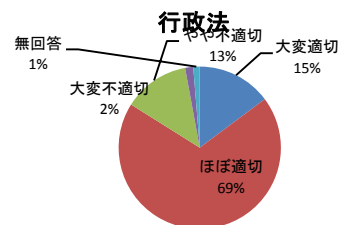
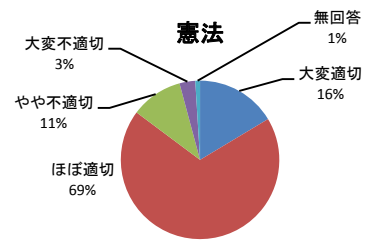
公法系	行政法の最新判例からの出題
	学説の知識(憲法)
	知識が細かすぎて、授業レベルの知識では太刀打ちできない
	基本書にない細かい点
	院では短答の知識は学べない
	設問40の行政組織に関する問題
	ほとんど
	裁判例、裁判員法
	最新判例
	行政法で全く知らない判例が出た
	時事関係の問題等
	憲法前文の問題
	基本的に憲法に関しては、ある程度確定した枠組みの中で問題に取り組むものであると思いますが、その枠組みはロースクールの学習で学んだことはありません。
	行政法での第1問
	統治、天皇
	国家行政組織法
	主に統治部分
	憲法の学説の問題(たとえば、憲法31条の学説の問題)
	行政組織法分野は範囲を超えていました。
	短答-統治なんて。限られた授業回数でできるわけない。
	細かい知識。両院協議会、判例の文言、H24君が代判例
	最新判例についての問い
	具体的には覚えていませんが、行政法の問題を解いていて、「こんなの知らないよ」と思った問題が多かったです。
	憲法の歴史、統治
	行政法 違法性を問う問題
	憲法
	最新判例の知識を問うもの。情報公開法の～
	最新判例
	行政法分野で最新審判の問題がでた。
	行政法の組合の行政主体性
	憲法における学説について問う問題
	行政
	裁判メイン的に問う問題
	行政法
	直近の判例が出ていた
	憲法の判例知識
	判例の射程を問うようなもの

民事系	既判力の縮小	
	知識が細かすぎて、授業レベルの知識では太刀打ちできない	
	振替株式	
	基本書にない細かい点や手続	
	院では短答の知識は学べない	
	振替株式	
	ほとんど	
	重要判例	
	商法・手形小切手は選択科目のため、やっていない	
	民訴での第1問と第4問	
	民事訴訟法設問4	
	手形小切手, 上告	
	社債株式振替法	
	判例の射程を問う問題	
	商総則	
	民事訴訟法においてその傾向があり、送達・併合・管轄の問題	
	一般社団法人に関する出題、振替株式に関する出題	
	判例の射程を答えさせるのが難しかった。	
	会社法のほぶりの問題は範囲を超えていました。	
	民訴、簡易な手続き	
	短答-細かい手続きなんて。限られた授業回数でできるわけではない。	
	会社法(個別株主通知制度関連)	
	社債、株式等の振替えに関する法律	
	細かい知識。両院協議会、判例の文言、H24君が代判例	
	特別法に関する問題	
	管轄、宣誓の要件	
	民訴	
	商法関連はあまり法科大学院で広くフォローされなかった。	
	社団、公益法人について	
	会社法の通称「ホフリ」に関する問い	
	手形法の知識	
	民法の日頃覚ええない条文	
	民訴 問4	
	会社法の細かい知識	
	商法が細かい知識が多かった	
	民法の条文知識	
	判例の射程を問うようなもの	
	短答について、振替株式についてや、手形小切手については、自学自習に委ねられているのだろう。	
	刑事系	労役場留置の問題
		少年法関連
知識が細かすぎて、授業レベルの知識では太刀打ちできない		
細かい手続		
院では短答の知識は学べない		
ほとんど		
早すぎる構成要件の実現の実行の着手後の第三者の介入		
条文知識		
刑訴で手続に関する細かい条文		
最新判例の内容を問う問題		
刑罰		
保釈		
刑事被害者に関する制度		
刑法でいえば、証人隠避罪		
短答-細かい手続きなんて。限られた授業回数でできるわけではない。		
刑訴規則レベルの刑訴手続		
細かい知識。両院協議会、判例の文言、H24君が代判例		
具体的には覚えていませんが、問題を解いて、「こんなの知らないよ」と思った問題が多かったです。		
刑訴法における簡易手続		
不正電磁的記録カード所持罪		
被害者参加制度		
両罰規定、生贄の鯉流出		
刑法、刑訴の日頃覚ええない条文		
両罰規定について		
刑:250にのっていない判例、罰則		
範囲内と思うが、追徴が刑罰かどうかを問う問題は細かい上、教科書によって見解が分かれていたように思われる。		
問題文の事実関係から判断しにくい問題		
何を問いたいのかわからない問題があった。		
判例の射程を問うようなもの		
二重処罰		
刑事訴訟法規則に関するもの		

(2) 論文式試験(必須科目)についてのご意見

a 科目の融合問題の有無, 大問と小問の区分けなど, 出題形式が適切かについて

公法系	憲法	大変適切	51
		ほぼ適切	214
		やや不適切	33
		大変不適切	10
		無回答	3
	行政法	大変適切	46
		ほぼ適切	215
		やや不適切	41
		大変不適切	5
		無回答	4
民事系	民法	大変適切	42
		ほぼ適切	238
		やや不適切	19
		大変不適切	6
		無回答	6
	民訴	大変適切	40
		ほぼ適切	206
		やや不適切	47
		大変不適切	14
		無回答	4
	商法	大変適切	42
		ほぼ適切	233
やや不適切		24	
大変不適切		5	
無回答		7	
刑事系	刑法	大変適切	71
		ほぼ適切	218
		やや不適切	7
		大変不適切	7
		無回答	8
	刑訴	大変適切	64
		ほぼ適切	222
		やや不適切	12
		大変不適切	3
		無回答	10



a 科目の融合問題の有無、大問と小問の区分けなど、出題形式が適切かについて

各項目で「やや不適切」「大変不適切」を選択された方:具体的にはどのようなことですか

憲法については、公安条例事件などの判例を事例にどう応用するかが問われており、判例を理解しているかを問うには適切であった。また、事実を人権の観点からどう評価するかも問題となっており、応用力を見るには適した問題だったと思う。行政法については、基本的知識の応用力を試すような出題となっており、最新判例をそのまま出すという不適切な出題ではなくてよかつたと思う。

民法および民事訴訟法については、判例の射程を聞く問題と基本的な知識を使いこなす問題があり、ロースクールで学んできたことをいかせる問題だったと思う。適切であった。

商法については、基本知識をどう応用するかが問われており、適切であったと思う。

刑法については、問題集にあるような普通の問題であったと思う。

刑事訴訟法については、「事例研究刑事訴訟法」(日本評論社)をやっていたら解ける問題で、どの問題集をやっていたかで差がでたと思う。そのため、適切ではなかったように思う。

・民事系第3問設問3の問い方 ・問題文が長い。指摘があったはずでは?

弁護士の会話が載せてあることで何を答えさせたいのかが明確になればよいのだが、むしろ不明確になりがち。会話文にしてある意味がない。

民訴の設問3問が前訴の時点の話か後訴の時点の話か読み取れなかった。

民事訴訟法設問3(2)が、具体的にどの時点において解答を作成すればいいのか明示されておらず戸惑った。

問題量についての不満がありました。2時間の限られた時間で解くことを要求するには酷と思われました。

民事訴訟法 問題がぶつ切りで、体系的な考えを聞くものではなかった。合計の問題数が多すぎると思う

問題文が長すぎる。問題が多すぎる。時間内に適切に処理できるかを検証した上で出題しているのか疑問。

2時間8枚の試験なのに、論すべき点が多すぎる。民事系のように誘導で設問を狭めている科目はまだよいが、設問がざっくりしている科目はひどい。特に憲法は条例の違憲性を検討して合憲とおいてはじめて適用を論すべき(雑な条例制定)であるのに、足りない刑法に関しては、どこに何点ふられているのかが全くわからない問題になっており、たいして点数がふられていないところにたくさん論述してしまい、点数がたかさんふられているところにあまり論述しなかった場合、実力があっても低い点数しかつかざるを得ないのかと考えると、実力を適切にはかかれている試験とは思えない。

商法第1問で、可否を問う必要はないのではないかと。

やや不適切と記入した科目については、誘導がききすぎており、解答に当たっての論理の道筋を容易に発見できるようになっている点で問題化と思いましたので、当該選択をさせていただきました。個人的にはもう少し簡素または抽象的な内容による誘導でもよかつたかと感じています。

民事訴訟法設問3の出題内容が分かりにくかつた。

民法。問題文が長いのではないかと。小問4に行く頃には時間がかなりきつくて、じっくり思考することができず、何か適当なことを書いて終わってしまった。そもそもあの分量で小問4つは欲張りすぎた。法科大学院教育の成果を見たいというのであれば、受験生が時間に余裕をもって取り組めるくらいの配慮をして出題をしないといけないのではないかと。

小問全体ではなく、小問ごとの細かい配点を示して欲しい。示してない事は同じ分量が要求されると深読みしてしまい、時間をかけすぎてしまった所がある。

問題数が多すぎる。

既存の判例を前提にして所謂「事例の処理」をすることは、起案を通してなかなか身につけられない。そうであるにもかかわらず、大学院ではあまり学べなかつた。

行政法の設問2で、自己の見解を書くべきか迷った。

民事訴訟法について

既判力の縮小論について考えさせる必要があるのか疑問。また、誘導が下手で逆に混乱させる。設問の日本語の意味が分からない。何を前提にするのか、何を質問しているのか、設問の日本語がそもそも理解できない。

行政法は配点の割合と問題の量がバランスが悪かつた。

民事系第2問設問3において、前訴のことを聞いているのか後訴のことを聞いているのかわからないと思った(問題文が分かりにく

公法系は○×式の問題は完全解答でないと点数が入らないのがきつい。

民法は実際のところその人に請求するのか疑問だったので。

誘導の問いかけと問いの関係がわかりにくい(行政法)

憲法で二処分型を論じさせるには時間が足りなくどうしても薄い議論や見切り発車の文章になる。

全体的に現場思考を求めながら思考する時間を与えないのは何のための試験か不明。

単純に民事訴訟法の問題数の多さに少し驚きました。ただ、時間内の限りある範囲の中で答えを導き出すことも法曹になる素養の一因であるとするれば、問題数の量の多さにも納得します。

民訴での要件事実を聞くのはいかがか。あれは民法の範囲では。

民事訴訟法は今年は親族法の問題だった。

設問の問い方が迂遠だと思います。

商法について凜然とした形で問われているような印象を受けた。何を問われているのかが少しわかりづらく感じた。

行政法の設問2は「適法とする法律論及び違法とする法律論」を「認可が適法か」という問題との関係でどう位置づけるか不明瞭だった。

民事訴訟法は、判例の問題点、通説・判例以外の考えを求める出題形式であった。反対説から通説判例の理解を聞きたいという趣旨は分かる。しかし、現場で判例への批判・判例通説以外の思考を求めることは、実務家登用試験の司法試験の趣旨に反する。まして、2時間という時間制限の中でそれを求めること自体に無理がある。

また、今年も、関学の宇野教授が出題したと思われるが、出題の形式(判例をあげて、それとは違うことを考えさせる問題)は、関学や大阪市大の定期試験で良く出ていると同学出身の5名の友人から聞いている。

憲法といい、特定の大学教授の個性が出る問題は、一步間違えれば、漏えいになるので、司法研修所の教官のみで問題を作成すべきだ。

今年の民事訴訟法で一番難しかったのは、設問3(2)だったのではないかと思います。

出題意図がちょっと分かりにくい気がしました。

しかし、民事訴訟法の配点は、2.5:2.5:2:3でした。

ということは、配点が低いにもかかわらず難しい問題に時間をとられてしまうので、真面目に解いた受験生が少し損をしてしまうような気がしました。

民訴の問題文の誘導部分にわかりにくい部分があつた。

商法:設問が多く、書く分量が多すぎる。設問の問い自体も、どこまで答えさせる意図の問題なのか、不明確。

行政法においては、問題文と会議録が分かっているため、結局何を答えればいいのか忘れてしまうことがある。

民事訴訟法は設問3(2)の問題の意味がそもそも不明であり、あのような意味不明な問題はやめてもらいたい。

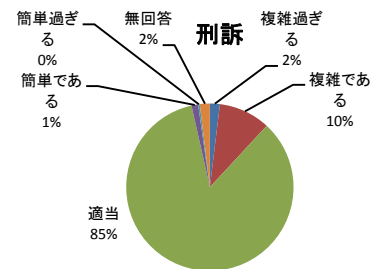
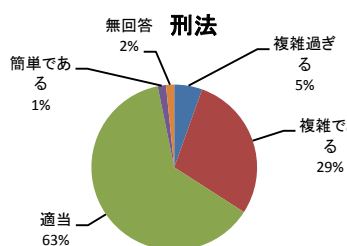
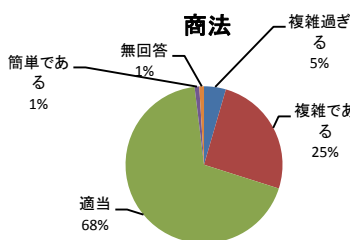
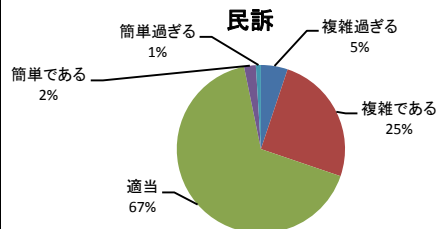
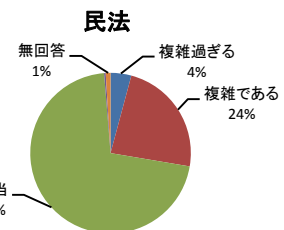
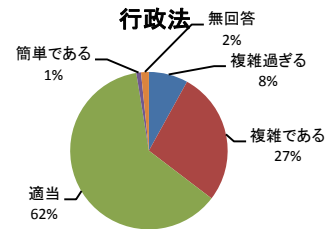
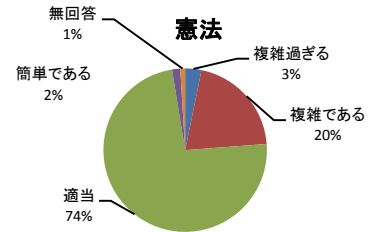
行政法に関しては、誘導に乗れない場合の点数差が著しいと話に聞くため(今回初受験であるため実感なし)

問題量が多かつた 処分を2つも書くことは重たかつた

会議録を踏まえたうえで設問を記述したほうが分かりやすい。
もう少し広く深く聞いた方が・・・(他の科目のように)と思います(憲法)。
短い時間の中では書ききれない分量、考えさせる問題ばかりである点
憲法において、書かなければならないことが多かった。すなわち、設問が2つの処分を聞いてきたこと。
問い方に問題があると思う。○(チェック)を正確に選ばせる問題が多く、ひとつでも間違えると誤りになってしまう問題が多すぎる。基本的知識を聞くのであれば、民事系と同様の聞き方をすることもできるはずである。
憲法:訴訟法的な視点があまり感じられなかったため。
行政法:分野は万遍なかった反面、扱われる論点が本質的でなかったように感じたため。
行政法は、出題が片よっているかと思えます。
判例の見解と異なる見解の論拠を書かせる問題は不要である
区分けが細かすぎる
誘導が親切すぎて、注意不足の受験生や問題抽出能力の劣る受験生も救済されてしまうはこびとなっている
商法はもっと少なくていい
配点割合と難度が対応していない。
憲法の2処分型は、論述量が多くなり、制限時間2時間では難しい。設問間配点を明示してほしい。小問間の関係が不明な箇所があった。
設問が多い印象をうけました(憲法)。設問数がより多い科目はあるが、憲法の場合、求められる論述量自体がはるかに多いので。
配点が不明確。刑法、刑訴ともに、配点割合がある方がよい。□
民訴は変化球のイメージ、商法は何を聞きたいか不明確
民事系の民法、民訴この2つは、まとめた方が実務に対応できる力をみやすいのではないか。
内容の問題もあるが、問いの(1)が意味不明なものもあった。
書く分量が多くなる。せめて1人の人権に絞るべき。
特定の限られた分野の汎用性や網羅性に欠けると感じた部分がある。(行)は訴訟要件が処分性のみ
実質2問を聞く問いであり、掘り下げた論述をする時間がない(憲法)

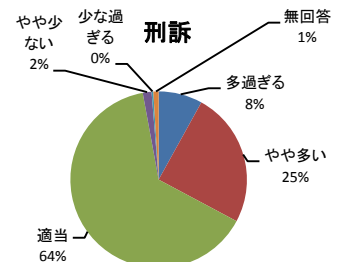
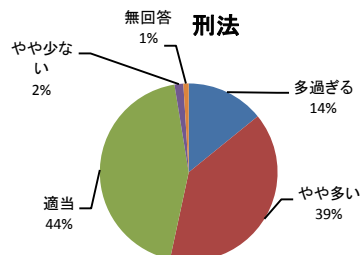
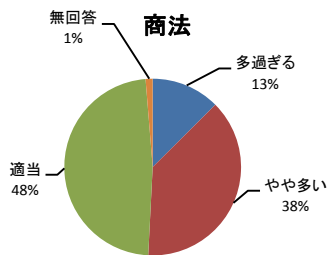
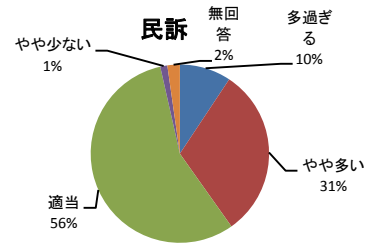
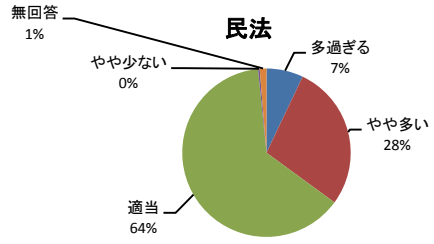
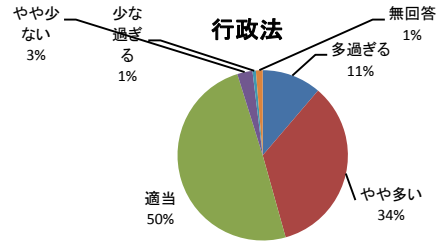
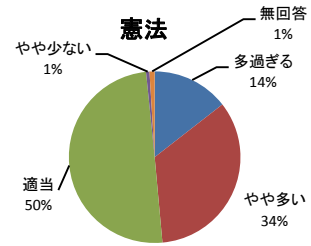
b 問題事例の設定について

公法系	憲法	複雑過ぎる	10
		複雑である	64
		適当	229
		簡単である	5
		簡単過ぎる	0
	無回答	3	
	行政法	複雑過ぎる	25
		複雑である	85
		適当	193
		簡単である	3
簡単過ぎる		0	
無回答	5		
民事系	民法	複雑過ぎる	13
		複雑である	73
		適当	221
		簡単である	1
		簡単過ぎる	0
	無回答	3	
	民訴	複雑過ぎる	16
		複雑である	78
		適当	207
		簡単である	7
		簡単過ぎる	3
	無回答	0	
	商法	複雑過ぎる	14
		複雑である	79
		適当	212
簡単である		3	
簡単過ぎる		0	
無回答	3		
刑事系	刑法	複雑過ぎる	17
		複雑である	89
		適当	195
		簡単である	5
		簡単過ぎる	0
	無回答	5	
	刑訴	複雑過ぎる	6
		複雑である	31
		適当	263
		簡単である	4
簡単過ぎる		1	
無回答	6		



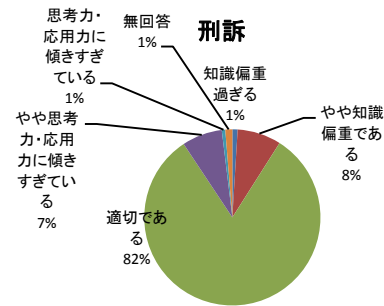
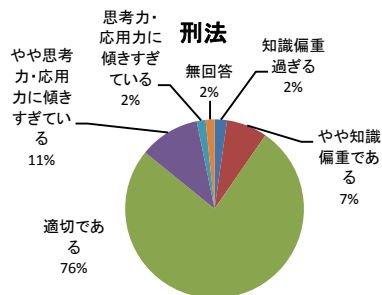
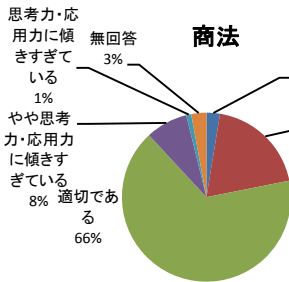
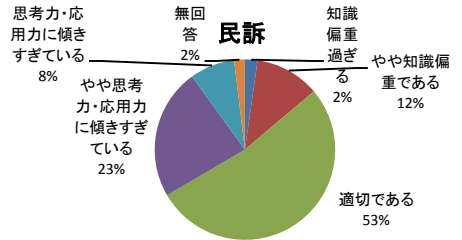
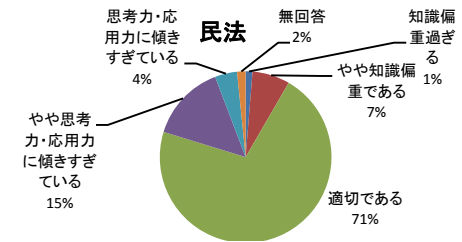
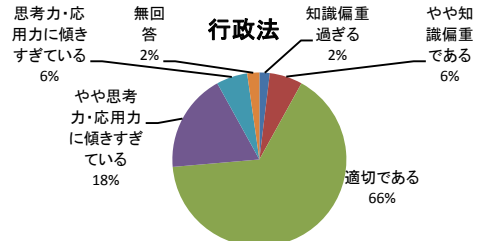
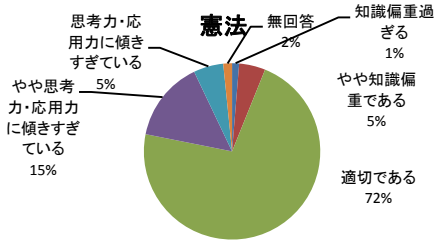
c 論点の数について

公法系	憲法	多過ぎる	45
		やや多い	106
		適当	155
		やや少ない	2
		少な過ぎる	0
	無回答	3	
	行政法	多過ぎる	35
		やや多い	107
		適当	154
		やや少ない	9
少な過ぎる		2	
無回答	4		
民事系	民法	多過ぎる	22
		やや多い	87
		適当	197
		やや少ない	1
		少な過ぎる	0
	無回答	4	
	民訴	多過ぎる	29
		やや多い	96
		適当	175
		やや少ない	4
		少な過ぎる	0
	無回答	7	
	商法	多過ぎる	39
		やや多い	119
		適当	149
やや少ない		0	
少な過ぎる		0	
無回答	4		
刑事系	刑法	多過ぎる	44
		やや多い	122
		適当	137
		やや少ない	5
		少な過ぎる	0
	無回答	3	
	刑訴	多過ぎる	25
		やや多い	77
		適当	200
		やや少ない	5
少な過ぎる		1	
無回答	3		



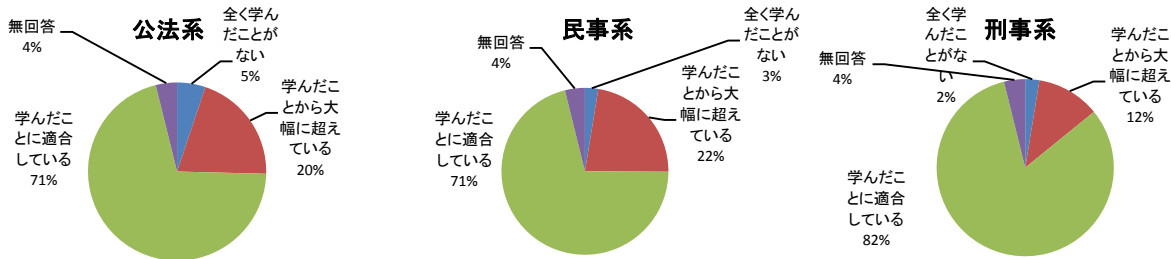
d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

公法系	憲法	知識偏重過ぎる	4
		やや知識偏重である	15
		適切である	224
		やや思考力・応用力に傾きすぎている	46
		思考力・応用力に傾きすぎている	17
	無回答	5	
	行政法	知識偏重過ぎる	6
		やや知識偏重である	19
		適切である	204
		やや思考力・応用力に傾きすぎている	57
思考力・応用力に傾きすぎている		18	
無回答	7		
民事系	民法	知識偏重過ぎる	4
		やや知識偏重である	22
		適切である	222
		やや思考力・応用力に傾きすぎている	45
		思考力・応用力に傾きすぎている	13
	無回答	5	
	民事訴訟法	知識偏重過ぎる	7
		やや知識偏重である	36
		適切である	164
		やや思考力・応用力に傾きすぎている	73
		思考力・応用力に傾きすぎている	25
	無回答	6	
	商法	知識偏重過ぎる	8
		やや知識偏重である	60
		適切である	206
やや思考力・応用力に傾きすぎている		25	
思考力・応用力に傾きすぎている		3	
無回答	9		
刑事系	刑法	知識偏重過ぎる	7
		やや知識偏重である	23
		適切である	237
		やや思考力・応用力に傾きすぎている	34
		思考力・応用力に傾きすぎている	5
	無回答	5	
	刑事訴訟法	知識偏重過ぎる	3
		やや知識偏重である	25
		適切である	254
		やや思考力・応用力に傾きすぎている	23
思考力・応用力に傾きすぎている		2	
無回答	4		



● 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。問われている論点は法科大学院の講義で学んだものでしたか

公法系	全く学んだことがない	16
	学んだことから大幅に超えている	63
	学んだことに適合している	220
	無回答	12
民事系	全く学んだことがない	8
	学んだことから大幅に超えている	70
	学んだことに適合している	221
	無回答	12
刑事系	全く学んだことがない	8
	学んだことから大幅に超えている	36
	学んだことに適合している	255
	無回答	12



(3) 論文式試験(選択科目)についてご意見があれば、お書きください。

労働法【11】

労働法選択。例年よりあてはめにおいて考えさせる問題となっていたので、制度の趣旨により合致する出題となったと思います。

労働法は適当だと思う。

労働法は、適切な出題だったと思う。

労働法について

1問目が弁護士が試用期間を主張してXを守るという趣旨の問題ならば、Xが能力不足とうかがえる事情しかないことから、問題設定に無理がある(雇用継続を主張できない、しても通らない)のではないのでしょうか。試用期間であるとの主張が意味をもつためには、生徒からの評判がいいなど、Xの能力を評価できる事情が必要だと思います。

そもそも、学校教育において試用期間として契約する場合には、(問題設定時である)現在は、試用期間であることが明記され契約されることがほとんどであり、むしろ通常は、試用期間でない有期契約をいくつかの者と契約し、評判のいい者について、正社員契約(無期契約)の申し込みを学校側がするというのが、一般的なものだと思います。

労働法で論点が多く、紙面も限られているので、あっさりとした記述になってしまう。

労働法で論点が多かったです。

労働法で判例を1つおとしました。

労働法で判例ベースでよかったです。

労働法で他の受験科目(とくに少人数しか受験しない科目)と比べて、分量、難易度が高いように感じる。公平の観点から、各科目間の負担が均等になるように調整すべきではないかと思う。

労働法でとくになし

労働法です。判例の理解を踏まえて検討すべき問題でしたが、判例の射程からどう考えるのかが難しいと思いました。

労働法で、例年通り適切な知識量の問題だと思う。

労働法で、問題文の長さは適正でした。設問2で問われていることが分からなかった。

労働法で、適切な問題であった。

労働法で、団体法分野(第2問)が量的に過大であったように思う。

労働法で、他の選択科目との点数の分布等の調整が労働法は必要なのではないでしょうか。

労働法で、書く量が多すぎる。

労働法で、事案についてわかりにくいところがあった。

労働法で、国際私法などより量が多い(勉強すべき量)のに、点を取りにくいらしく、フェアなのか疑問。

労働法で、一見単純に見えて応用力が問われる問題であった。時間をかけて学習しないと難しい。

労働法で、オーソドックスな問題で、適切だったと思います。

労働法 適切な出題だったように思う

労働法 いわゆる論点のみでなく、労働法の原理原則を問う良い問題だったと思います。

労働法 選択科目の論文式試験は、廃止すべきだと思う。

労働法 おそらく、裁判例を参考にして問題を作成していると思いましたが、私にとっては見たことがない論点の含まれる問題でした。思考の訓練になりました。

科目:労働法

論点をそのまま貼り付けるのではなく、考えさせる問題であったと思います。分量も適切であったと思います。

民法法の設問3小問(2)の問題文において求められる解答の時点、指示語の指す対象がわかりませんでした

止むを得ず前訴後訴各時点における各請求原因と釈明の関係を少しずつ書きました

倒産法【2】

倒産法選択者です。

倒産法は、法科大学院で学んだ範囲を大きく超えるもので、思考力・応用力に傾きすぎている。このため、倒産法は、非常に難しくすぎます。

法科大学院で倒産法を教えていただいた弁護士の先生も司法試験の問題は、難しくて分かりにくいとおっしゃっていました。

倒産法を選択したが、やや実践的にすぎるか。通常の学習の範囲内ではあるが、実際の倒産手続きを見ていないとなかなか解答できないように思う。

倒産法は量と質両方とも適当である

倒産法は内容、量とも適切であった。

倒産法は適切な問題であったと思う

倒産法は、知識問題と現場思考問題が両方出題されており適切だったと思います。

倒産法の基本的仕組みの概要をつかんでいるかどうか、という能力を図る試験として適切であった。

倒産法で負担が多いと感じた。

倒産法で短答試験のように知識を書きつらねることが多く、論文問題としての実益を感じませんでした。

倒産法で他の科目と比べ、問題が難易度が高い。

倒産法で最新判例が多すぎる。

倒産法です。これは全科目に共通するかもしれませんが、各小問の配点割合が明記されるとありがたいです。時間及び文量の目安にしたいです。

倒産法で、論点重視の普通の出題だった。

倒産法で、民事再生法の分野が、何を問うているのか分からなかった。

倒産法で、適切な問題だった。

倒産法で、適切な難易度だったと感じた。

倒産法で、事例が複雑で論じるべきポイントが分からなかった。

倒産法で、基本的な知識をストレートに問う出題にすべきである。

倒産法で、基本的な知識と応用力を問う適切な問題だと思う。

倒産法で、一問目の問題が受験者が知っている論点について、より実務的な問われ方をしていたので、今後の・・・参考になった。

倒産法で、まんべんない出題だったと思います。

倒産法。第二問は四枚では足りなくなった。

倒産法。基本的な論点から、最新判例まで受験者の能力を図るのに適切な問題と思えた。ただ、行使方法について論ぜよ、などは書こうと思えばいくらでも書けるものもあり、なお書きなどで、受験者が何を書いて何はかかなくていいのかもっと明確にしてくれると助かります。

倒産法。なぜ選択科目だけ3時間2問なのかという疑問がある。合理的な理由がないのであれば他の科目と同じく2時間1問にすべき。

倒産は、おおむね適切だと思う。

倒産法 今年の問題は、過去問の踏襲だと強く感じた。各制度の制度趣旨、制度間の比較などを基本的な知識を使って、問題文を処理していく、現在のスタイルを崩さないでほしい。

知的財産法【2】

知的財産法特許法に関して、H24年改正を出題しており、H25修了生とそれ以前の方に差が出ると感じ、これは不当だと思います。

知的財産法選択 特許法の問題が複雑であった。 著作権法の問題量が多かった。

知的財産法と文脈をよめた。

特許法・著作権法ともに近年の改正が多く、出題範囲が気になります(2012年は「法文には改正を反映するが、出題しない」という経過措置だったと思います)。

2013年の出題内容は改正箇所とあまり関係がなかったのではよかったのですが、来年以降も、立法府の動向を含めて気になるところです。

知的財産法の著作権法は論点が多すぎるが個々の論点をコンパクトに書いてほしいのかそれぞれを丁寧に掘り下げてほしいのかわからない。過去の採点実感も統一感に欠けるうらみがある

知的財産法で、法科大学院で学んだことから出ていたと思う。

知的財産法で、特許法の設問の聞き方が抽象的であったと思う。すなわち、設問1では「抗弁」を聞いているのに、設問2は再抗弁ではなく、反論となっていたことが挙げられる。

知的財産法で、特許法が複雑すぎた。著作権法は小問が多過ぎると感じた。

知的財産法で、第一問は、やや難しい。第二問は、書くことが多すぎる。

知的財産法で、条文の指摘が重要な問であった。著作権法は、学説的な問いが出ており、知識偏重であると考ええる。

知的財産法で、書くことが多すぎて8ページに収まりきらなかったため、量を少なくした方が良いと思う。

知的財産法で、今年度は特許法の分野が非常に難しいと感じた。実務家の方でもこれは分からないと話されていることもあり、レベルの高さを感じた。

知的財産法で、解答不能ほど難しい。

知的財産法で、(特)は、パターン本(ロジスティクス)回避のためか、問題の質が一定しない。對抗要件など、ローの授業で学ばなかった。(著)複雑だがまあまあ。

知的財産法 特許法については事例が複雑すぎる 法改正がされたばかりで基本書や演習書も対応したものが揃っていないのだから、せめて事例そのものはもう少し簡略なものにして欲しい

知的財産法

時間、答案用紙の枚数に対して、問題数が多すぎる。

各論点の規範や当てはめが数行しか書けない。

各人の立場それぞれ数行しか書けないので、迷った。

知財であり、判例(百選)中心でした。

科目:知的財産法

第1問(特許法)の難易度が高かったように思います。

租税法平成24年度は、論点が多すぎる印象でしたが、本年度は適量であると思いました。

租税法選択です。

選択科目の中で唯一配点に傾斜がありました(第1門40点, 第2問60点です。))。

私は気にすることができましたが、初日の最初の科目なので、見落として同じ比重で解いてしまった受験生も少なからずいるのではと思います。

2問目なので時間切れも考えられます。

注意不足といわれればそれまでですが、他の科目と異なり、設問の形式によって受験生が十分に力を発揮できなかったとすれば、とても残念に思います。

第2問の設問3だけが次のページにあるというのも、少しですが気になります。問題の内容以外で、変なところを気にさせる問題は、やはりやや適切ではない気がします。

租税法を選択した。答案の枚数は4枚が2通であった。それにも拘らず第一問と第二問の比率が4:6だった。納得がいかない。もし第一問と第二問の比率を変えるなら8枚で一通とすべきである。

租税法で所得税法の解釈より、税法の手續についての知識に偏っていた。税理士経験者が過度に有利である。

租税法で時間、量ともに足りなかった。

租税法であり、基本的で良問でした。

租税法で、配点は50:50で統一してほしい。

租税法で、適切な問題だったと感じています。

租税法で、適切な出題と思った。

租税法で、適切である。

租税法で、適合していない。2問目還付加算金とか授業でやってない。

租税法で、第1問と第2問の答案毎数が同じ4頁ずつであるので、各問の配点割合を4:6とするのは避けて、5:5から、4.5:5.5程度にするべきである。

租税法で、時事問題と関連した良問でした。

租税法: 適切

全科目(特に刑法)

内容は理解しているのに時間が足りずに表現しきれないことが多々ある。また、時間が足りないため、字が汚くなる。真の論理能力を試し、また、読みやすい字を求めるとすれば、試験時間を長くしたり、問題量を少なくしたりするなどをすべき。字を書くのが早い能力が合否に大幅な影響を与えるのは、論理的思考能力を主に問う試験の趣旨から逸脱しているし、パソコンで文書を作成する時世からも逸脱している。

国際私法【5】

国際私法は、人生における自己発見にもっとも役立っている。

国際私法で特に。

国際私法で管轄の点を書きにくい問いだった気がします。

国際私法で、設問の量が多かった。

国際私法

問題事例が複雑である。論点の数がやや多い。やや知識偏重である。

国際公法は、採点が他と同じなのか気になる。平均点が他の選択科目と比べて低くないか。

国際公法

国際関係法(私)で、適切であったと思う。

国際関係法(公法系)で、受験生が少なく、淋しい。

経済法【4】

経済法を選択したが、適切な問題であったと思う。短い事案の中に重要な事実が詰め込まれており、時間が足りなくて失敗するということがない出題であったと思う。

経済法で問題は適切だが、学習する教材(演習書など)が少ないので、勉強しにくい。

経済法で、例年よりも分量・質ともに適切であると感じた。法科大学院での学習の成果を出すことができる問題であった。

経済法で、難しかった。

経済法で、適切、適当、適合

経済法。論点がかみづらい。

経済法 過去問と比べても難解であり、2問を3時間で満身に解答することは困難と思う。

経済法 3時間という時間設定を考えれば、適切である。

環境法【3】

環境法を受験しました。講義に沿った適切な内容であったと感じています。

環境法は、適切であった。

環境法ですが、特にありません。

環境法です。私は、今後とも現在と同様の出題傾向で出題していただければと考えています。特に不満はありません。

環境法で、法文多い。

環境法で、知らなければ書けないという論点が多かった。

環境法で、小問間が有機的に関連して良問と思いました。

環境法で、出題傾向がやや変化した感がある。具体的には、例年に比べて多くの種類の法律が出題されていた。ヤマ当てに偏った受験勉強への対応策だと思われる。

環境法で、事例が複雑であり、解答用紙4枚では足りません。もう少し、書くべきことを誘導で明示していただきたいです。

環境法で、あまりにも、ちまたで出回っている問題と似通った出題があったように思われるが、面食らった。

(1)国際公法については、去年から劇的に問題の質が良くなりましたが、今年の問題は去年の問題よりも「更に良くなった」と思います。

(2)細かく小問に分ける方法については、否定的な意見もあるようですが、私は賛成です。なぜなら、もし将来、試験範囲との関係で、マイナーな問題を出題しなければならなくなった場合、大問が2つしかなかった日には、たまたま一夜漬けでマイナー分野を勉強していた人が「運」良く合格し、「基本」の勉強に特化して基本を反復して学習した人が不合格になってしまうことになるからです。

細かく小問に分かれていれば、100点満点中10点しか配点されていない小問でマイナー分野が出題されてしまった場合でも、他の分野で「基本」的な理解をしていることを示せば、逆転できる可能性もありますので、細かく小問に分ける現行の出題方式は、将来の方が一のことを考えると、望ましい出題方式であり維持すべきだと考えます。

(3)今年の問題は、どここの法科大学院でも学んでいると思われる分野から出題されましたが、それでも、「法解釈の理解」、「理由づけの質」、「事実の抽出と適示」、「事実評価」、「三段論法」、などの基本で点数に差をつけることが可能です。

今後も、マイナー分野から出題することによって点数に差をつけるのではなく、去年や今年のように、法的能力の「基本」を問う形で点数に差をつけて頂きたいです。

(1)憲法: 不許可処分2つについて答えるには、時間が不足し過ぎる。知識偏重、予備校的な訓練を求めるとかと思われて残念。事案の特質をじっくり現場で考える時間をなくすだけ。

(1)倒産法: 講義で学んでいない。設問で何について考え、どこまで答えるのか、漠然としている。はっきりして欲しい。

(2)民法、民事訴訟法: 試験の現場での思考力を試すには、設問が多すぎる。

(3)民事訴訟法: とにかく設問の日本語の意味が理解できない。

(4)刑事系: 全体的に適切な感じがする。

適当だと思います。

基本書に掲載されている論点に

有名な判例と比較させて検討するような問題であり、試験問題として適切であると感じた。

年々問題が難しくなっている気がする。

もっと基本的なところを出してほしい。

旧試と異なり7科目の短答を論文式と同日程という過酷な試験を受けさせられる受験生の気持ちになってほしい。

大問間の難易、設問数を配点通り均等にしてほしい。

特にありません。

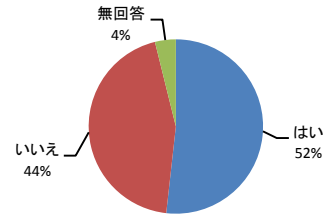
選択科目は(2)科目でもよい。

採点基準をしっかりと公開してほしい。それがためなのであれば、(採点実感によくかかっている)優秀な答案、良好な答案、一応の水準の答案、不良な答案の具体例を法務省のHPに公開し、それが何点だったのかを示してほしい。そうでなければ、採点基準の細部がブラックボックスになっている以上、対策のたてようがない。採点基準を公開すると、予備校の受験指導が過熱化して、受験テクニック偏重の試験になることを試験委員はおそれているようであるが、そのような状態になるとはとても思えないし、採点基準を公開しないまま法律学の勉強をさせるほうが、勉強の方向性を決定的に誤って、何年努力しても全く報われない人が増えて、ひいては法曹界全体にあたる悪影響が大きいと思う。

(4) 法科大学院の授業への影響

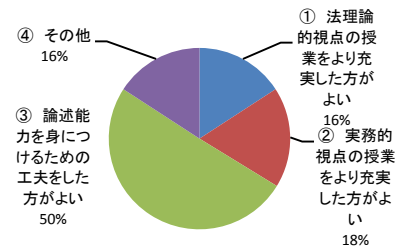
A 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。

はい	161
いいえ	138
無回答	12



B 「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか。(複数回答可)

① 法理論的視点の授業をより充実した方がよい	38
② 実務的視点の授業をより充実した方がよい	43
③ 論述能力を身につけるための工夫をした方がよい	121
④ その他	38



(④その他)

ペーパー・答案指導すべき。でなければ「予備校に行かないと受からない」状態となって、何に金を払ったかわからない単に判例を読ませてレポートを書かせて終わりというような授業もあった。授業の質の向上が求められると思う。

問答形式に固執する結果授業が押すことが多々あったので、固執しないほうが結果として教育効果は高まるように感じる

基礎力

院卒業を受験資格とすることの廃止が必要

文章を書かせる授業を増やすべき

基礎的知識の重要性を教える授業

もっと機械的に設問に短時間でこたえられるよう訓練した方がいい。

短答式は法科大学院の授業とは別個独立のもの。論文との成績も必ずしも比例しない。正直短答式なんていない。もっと短答式の対策をさせるべきだ。予備校的なものでなく、解答を導く思考方法など。

結局勉強は自分でするものなので授業に振り回される。大教室ものとゼミにはっきり分けた方がいい。半端に当てていくのは無駄。

短答式の対策

司法試験と授業は無関係である

時間・論述量の管理能力の涵養

問題をたくさん解く授業を増やすべき。2~3年では足りないと思う。

思考力を要請する工夫。実務家が未知の問題に対峙した際の思考の獲得。

コマ数が少ない。

ロースクールは廃止。全員予備試験で良い。

そもそも8科目を3年間で、短答・論文とも解ける学力の基礎を授業でつけるなんて無理だと思う。純粋未修者には難しい。

予備校がメインで教える論点を否定しながらも論点的解説をする教授法は役に立たない。

法科大学院で試験対策を禁止することの正当性に疑問があります。

読むべき判例、本、論点を絞らねばずっと学生の質は上がらない。学習の方向性を指示できていない。

思考過程を丁寧にたどることを重視すべきと思う。

受験指導をしてはいけないという制約を撤廃すべき。

すべての問題について、条文(要件から出発するように進めるべき。そうしないと講義が多すぎる。

法科大学院における教育(学部の教え方とは異なるはずをすることについて適正のない教員を排除すべき。

事例への向き合い方や、条文の使い方など、法科大学院の授業ではほとんど学ばなかった。授業の経験は試験に何ら役に立たなかった。

民法の必要単位数を増やし、もっと全範囲を学びやすくするべき。判例についての深い理解など、応用力を養うための科目を充実させるべき。

ケーススタディ+論述のトレーニング

基本的な部分を自習に委ねすぎる傾向がある(あった。

知識は応用するものであることを、より強く意識させる定期試験を行うべきと考えます(論点を「覚える」ことへの疑問です。

現状、司法試験合格のための勉強に特化する他ない。

大学院の授業は司法試験の対策としては、あまり役に立たないものでした。

答練の機会をふやすべきだと思います。未修の場合、ロー入学前に課題や補講などを設けた方がよいと思います。

一年次で学ぶことを具体的に用いる訓練など。

出題に応じた頭の使い方を理解させるべきかなと

理論的対立にかたよりすぎているが、事実認定を中心にすべき。

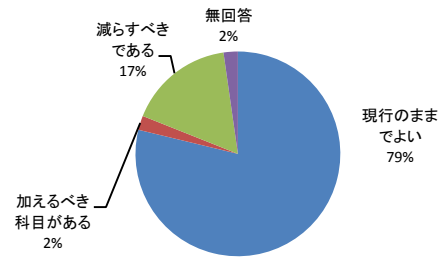
応用を省略(ex.高橋の重点講義×。伊藤まこと先生の基本書○。

ただし、学んだことで将来実務で役立つことは多いと思うし、議論することで思考力はきたえられる。

(5) 試験科目の適合性

A 短答式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目がありますか。

1. 現行のままでよい	245
2. 加えるべき科目がある	7
3. 減らすべきである	52
無回答	7



B 2. 3. の場合, どのような科目ですか。

加えるべき科目がある

選択科目【5】

民事執行・保全法

選択科目。論文で出そうな論点に勉強が偏重する。

法律家としての一般素養

減らすべきである

行政法【14】

手形小切手法【11】

商法【6】

民事訴訟法【5】

刑事訴訟法【5】

手続法【3】

商法。論文で足りる。

7科目は多すぎる

手形小切手法は不要。法科大学院じゃほとんど学べません。

商訴行政

科目ではありませんが、商法の一部である手形・小切手の部分の出題を疑問に感じます。

公法系

全て論文司法試験にすべき。

科目というか、特に行政、商、民訴、刑訴は分野をもう少ししぼって出題するべきだと思う。

基本3教科(憲・民・刑でよいではないか。法律の素人が3年間で7科目を回すのは大変である。)

商法総則。公法系もネタ切れを感じる。そまつな知識ばかりとうている。民・形だけでいいではないか。

手続系科目

条文知識を問うだけの商法や民訴・刑訴。条文を見て仕事するのだから、条文知識のこまかい点を問うのは意味がない。

手形・小切手法は不要と考える。

行政法のうち、組織法に関する部分など、行政法は範囲が広すぎるので少し狭めるべきと感じた。

商法総則、商行為

公法系、少年法分野

会社法

科目というよりも、公法系の問題形式をもう少しわかりやすい問い方にすべき。聞き方が微妙なニュアンスで判断しづらい。

憲・民・刑の三科目にしてほしい。

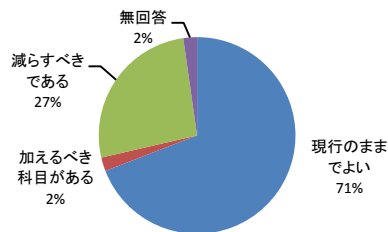
民事系は、法律だけでも条文数が多いのに、規則や関係する特別法まで入れると、負担が大きい。

行政法などの下4法

憲法は易しくするか、なくすべき。

C 論文式試験科目は現行のままでよいと考えますか。加えるべき科目や、減らすべき科目・分野がありますか。□

1. 現行のままでよい	215
2. 加えるべき科目がある	7
3. 減らすべきである	82
無回答	7



D 2. 3. の場合、どのような科目ですか。

加えるべき科目がある

金融商品取引法、消費者法
 民事執行・保全法
 商法総則商行為法
 選択科目の種類を増やす。
 選択科目(2科目)
 選択科目

減らすべきである

選択科目【39】
 行政法【19】
 憲法【17】
 民事訴訟法【2】
 会社法【2】
 8科目は多すぎる
 商法
 刑訴
 憲法は、学者ごとに、言っていることがイマイチすぎて、理解できないまま本番に臨まざるをえないので、試験科目から外すべきだと思
 憲法は難易度はそのまま、分量を減らすべき。
 憲法-学習して他の科目と異質過ぎる。授業で習うこと、基本書で学ぶこと、答案に書くことがバラバラな感じがする。
 公法系
 行政法と労働法を減らしてほしい。
 実務系
 手続法
 商法と刑事訴訟法のうち1科目を選択できるようにして頂きたいです。
 選択科目か商法
 選択科目は結局調整がかかり、意味があるのか不明。ただただ受験生の負担を増やしているだけに思える。その分基本科目を勉強さ
 せるべきではないか。
 選択科目は要らない。何のため学習するのかわからない。
 選択科目は論文試験で問う必要はない。
 特に公法系は、論文の出来、不出来が把握できない。したがって、公法系はなくても良い。
 範囲が膨大すぎる。
 法律の素人が8科目を3年間で回すのは大変である。どれでも良いから、とにかく減らしてほしい。
 法律選択
 民法の出題は実務的でないので、現在の出題傾向ならなくした方がよい。

(6) その他、受験してお気づきの点がございましたら、お書きください。

論文試験において、書くべきことは分かっているのに文字を書くのが遅い人は、時間内に書ききれない又は書くべきことを削らざるをえ
 ない。そういう人が少なからずいる。
 書くのが早い人が受かりやすく、遅い人が受かりにくい試験というのはいかがなものか。実務においてはパソコンを使って書面を作成す
 るのが当たり前なのに、書くスピードが合否に結び付いているというのは適切ではないのではないか。
 短答式科目については、個人的な意見であるが、判例を重視し過ぎている気がします。
 実務家登用試験である以上、判例の理解が前提となるのは分かりますが、試験全体としての勉強量が多いため、判例の結論だけを押さ
 えておけばよい、ということになりがちになります。そのため、自ら考える機会が失われ、論点主義になる学生が多いように感じます。
 短答が難しすぎる。考えさせる問題を作っているのだろうとは思いますが、多くの問題は基本的な知識の確認に留めるべきである。ある程度
 の応用問題を出題することはよいが、基本的な問題さえ解ければ足切りはないような出題にすべきである。応用思考は論文試験でみるべき
 であると思う。
 短答式について
 公法系、刑事系で、数問日ごろの勉強や過去問であまり触れないような問題がありました。
 合否が左右されない範囲だと思いますし、そのような問題を考えさせる趣旨ならば良いと思います。
 しかし、基礎知識の確認という短答式の目的からは、あまり類似の問題を増やしすぎるのは良くないと思います。
 論文式について
 今年初めて受験しましたが、過去問と比較して、脱論点の方向性が強くなっているなと思いました。
 公法系第2問の法適用・解釈、民事系第3問の信義即の拡張ではなく縮小を問う点など、現場思考型で解き甲斐がありました。
 これからも、論文式は基本論点の組み合わせや応用、全く論点を使わないもの、バランスのとれた現場思考型に向かって欲しいと
 思います。
 試験会場において、試験前に、個々にカバンのチャックの開け閉め等、かなりしつこかった。気づいたことは一般的にアナウンスすべ
 き(マイクなどで)。
 受験会場の集合時間から着席時間までの間の「机の上のものには触れないください」というアナウンスが頻繁すぎて、気が散った。あら
 じめ受験票に表記しておくなどしておけば、あとは試験監督が個別注意すれば足りると思う。
 試験時間が短すぎると感じます。
 採点実感などでは、時間配分に気をつけて記述料を考えて欲しいなどのコメントがありますが、それなりに重要であると自分が考えるこ
 とを削って、必死で書かなければ間に合わないというような問題が、法的思考力をはかる試験として適当なのか疑問を持ちます。

今回、初めて司法試験を受験しました。

出題の内容は、過去問の学習や、オーソドックスな方法で勉強していれば、決して手が出ないような類の問題ではなかったと思います。ただ、大学院の授業に余裕が出てくる、3年後期の時間を有効に使わなければ、1回で合格することは難しいと感じました。

大学院では、論文指導が禁じられている点で、自分が普段の勉強で書いた論文を、知識の面で信用のおける第三者に見てもらえる機会がないという問題があると思います。上位のロースクールにおいては、自主ゼミも有効であると思いますが、そうでないロースクール生においては、自主ゼミに時間を費やし、試行錯誤する間に、本試験の日が到来してしまい、1回目で合格することが困難という状況があります。その点で、予備校の活用が欠かせないと感じました。予備校を活用することを推進するかどうかは別として、暗に自主ゼミを進めるのではなく、時間の限られた中で効率的な勉強法なのか否かを各自で考える旨、提唱する必要があると思いました。

短答式試験と論文式試験の試験日はもっと離れた方が良いのではないかと。在学中は、大学院の授業、レポートに時間をさかれ、論文の勉強もままならないのに、同時期に短答式の対策もするのは、時間的な制約が大きい。

同時期に短答式の試験もするのであれば、短答式ならではの細かな知識を問うような問題は控えるべきではないかと。論文式試験の勉強で、当然押さえていくべき判例、条文の知識にある程度絞るのが望ましいかと思う。

試験会場で耳栓や電子機器の使用が禁止されているが、試験時間外なら許してもいいのではないかと。

特に耳栓については、休憩中、周囲の受験生がうるさい場合には使用を認めないと不公平な気がする。

また、試験終了後にも解答を続けている受験生に対して甘すぎる。時間内に解答をやめているまじめな受験生が損をするようではいけないと思う。

公法系ではtwitterが注釈なしで言及されるなど、現代社会の世相を反映した問題設定があった一方で、民事系では株券発行会社という「古い」スタイルが出題されたことが気になりました。現代的な発想と、昔ながらの知識、どちらも必要ということなのでしょうか。

◆論文試験

・事例を徒に複雑化させており、時間内に処理するのが難しい。特に民法は、無理矢理事案をくっつけた感じで、敢えて一つの事例として出題する必要があるのか疑問。

◆択一試験

・何のための択一なのか？法曹たらん者が最低限押さえておくべき知識を確認するためのものではないのか？

聞かれている知識が細かすぎ、思考・論理とは無関係な重箱の隅をつつく単なるクイズとなっている。

刑事系に至っては、旧司法試験の択一のようなパズル的な問題に回帰する方向性を示している。

「試験終了」の掛け声があっても、ペンを動かしている人がいる。数秒のことなので咎められていないが、忠実に時間を守った人との間で不公平が生じている。厳正に処罰してもらいたい。

試験委員の中から、2時間でどれほど書けるのかモニタリングしてから出してほしい。

日程がハードすぎる。揃一だけ先行日程でいいと思う。

事務的な説明が若干減ったような気がしました。試験監督員の方も心理的な負担が減ってよかったのではないのでしょうか

民事系第3問(民事訴訟法)設問3(2)問題文に記載されている「裁判所」が前訴(所有権についての訴訟)についての裁判所としての立場からの論述が要求されているのか、後訴(共有権についての訴訟)についての裁判所としての立場からの論述が要求されているのかを把握することが困難でした。

判決の基礎とすることができるか？という内容及び設問4がもっぱら後訴についての裁判所の審理方法であったことから設問3(2)では前訴裁判所の立場からの論述が要求されていると判断することができましたが、設問部分に「前訴裁判所」という形で記載されている方が設問の趣旨を理解するうえで必要ではなかったかと感じています。

去年よりも、良問が増えたように思います。基本事項を問うているにもかかわらず、よく考えさせられる問題が増えたように思います。

全体的に時間が短いゆえに、結果的に知識偏重型の試験になっていることに気がつくべきである。

内容面について

試験の回数が増えてきたことにより、過去の既出論点を避けるあまり「まだ出していない論点」や「最近の判例の論点」を無理やり事例の中で出すような問題が顕著になってきた気がする。

また、複雑な事例問題を出すのであれば、法科大学院の授業も文章の書き方をきちんと指導すべきである。文章指導をしないにもかかわらず「文章が書けていない」と批判するのは止めて頂きたい。

会場について

贅沢な受験環境にしろというつもりはないが、長時間パイプ椅子で答案を書かされる身体的負担は筆舌に尽くしがたいものがある。

「字が汚い」と苦言を呈すのであれば、せめて綺麗な字を書ける程度に会場の環境をもう少し整備して頂きたい。

問題冊子が開けにくい。

六法が使いにくい。たとえばポケット六法みたいに、読みやすく、条文が引きやすい感じのにしてほしい。そして無駄に搭載法令が多い。そんなに使わないだろう。実際そんなに使わなかった。不要な法令は削除し、もっと薄くしたら受験料も安くなるのでは。

短答式における手形小切手法は不要ではないでしょうか。理由は次のとおりです。

(1)会社法は条文数が多く、1つの条文が長い。さらに、商法という別分野の法律も問われる。条文の数、1つの条文あたりの量を他科目と比較すると、手形小切手を含まずともすでに負担が大きい。

(2)手形や小切手は旧司法試験時代とは異なり、現代において存在意義が必ずしも高くない。実社会の重要性という視点から考えても、手形法・小切手法を必ず出題するにもかかわらず、金融商品取引法や民事執行法などを出題しない理由は不明である。

(3)手形法・小切手法の授業はロースクールではほとんど教えられていない(会社法や商法の授業において関連項目としてもほとんど触れられない)

→以上より、出題意義が不明であり、また、出題するとしても、設問数が少ない商法科目のうち2問も出題する必要はない(民事訴訟法の出題で少年法を2問出題するようなものである)

短答はやはり同じ条文の中でもどこが出るかという運の要素が強いです

口惜しい

法適用(あてはめ)などは授業でもとちゃんと議論すべきだ。そうでなければ、法知識は学校で、法適用は予備校でというようなすみわけができてしまっている。

特に民事では、基本的な概念の理解を問う問題であり、丸暗記では対応できない一方、基本が出来ていれば挑めるという意味で、未修者にも既習者にも平等なハードルを課した試験であったといえると思う。

また、刑罰では、法科大学院における実務系科目の学修が役立つような内容であり、予備試験出身者と比べ、検察官をはじめとした法曹事務家からしっかりと学んだ場合には有利になったと考えられる。

1日目、2日目の日程がかなり負担であると思った。論文であれば、1日2科目が限度ではないかと思われる。

論文に関しては基本的な知識から考えさせる問題であったと思う。

それと、民事系第2問については現実社会ではあまり使われていない手形小切手法を論文出題可能性からはずすと明言していただきたいです。民法で家族法だって勉強しなければならぬのに、全体として出題範囲が広すぎる。

受験会場によってタイマー(試験監督の時計)が異なるようで、タイマーがなくなってから「やめてください」というまでの時間を統一したほうがいいのかなどは思う(そんなに気になりませんが・・・)

試験官の方々が丁寧に対応してくれたので、受験しやすかったように思います。今回の出題は、民事系を中心に判例の射程が問われており、法科大学院でしっかりと判例を検討していないと、厳しい試験だったと思います。予備試験の方の合格率が下がるのではないかと思います。実は法科大学院在学中(平成23年度)に予備試験に合格していますが、法科大学院に残ってよかったと思っています。

日程が過酷すぎる。肉体的に厳しい。

司法試験は自分の頭で未知の論点について考えさせる、非常に良い問題だと思いました。

総合成績における短答式試験の配点割合を上げるべきだと思います。また、最終日に短答式試験を実施するのは、論文式試験の採点をされないかもしれないというプレッシャーが大きく、余計な負担がかかると思いました。短答式試験で足りる点を設けるのならば、旧試験のように、別日程で実施するのが受験生にとっては良いと思います。

このアンケートのアンケート項目は、意図がよくわかりません。選択肢を設けるより、自由記述形式にした方が答えやすいです。

4日間通じて、予想していたものより静かな雰囲気でした。

隣の席の人が何か書く度に机が揺れて、その揺れがかなりひどかったので問題を読むのも答案を書くのも辛かったです。

試験監督の方に注意してもらったのですが全く改善されませんでした。

構成用紙を試験が始まる前に折ってよい、教室とダメな教室があった。□

行政法と民事訴訟法は現場思考問題すぎる。もう少しモデルとなる判例などを使って溶ける問題にしてほしい
毎年度、時間・分量の管理能力が過度に重視されることになってしまっていると思います。この能力が法律家として重要なものの一つであることは分かりますが、深い洞察や丁寧な論述など他の能力と比べて、現在ほど重視されるべきでしょうか。私は簡単に素早く書き上げるために予備校を利用しました…。

会場の机が簡素で、隣の受験生に散々に揺らされました。

私が受験した東京の流通センターは日曜日に食事をできる場所が周囲に全く無く、交通の便も含め、大変不便でした。流通センター会場は取りやめた方がよいのではないのでしょうか。

試験内容自体の問題ではありませんが、試験監督の対応・態度に大いに疑問を感じます。具体的には、ある試験監督の発言内容が他の試験監督の発言内容に矛盾する、また、机を揺らす迷惑行為をする試験者に注意しないなどが挙げられます。試験環境の悪化は明らかだと思われる。これは、前年度に比較して感じた点です。

受験日が5月であるために、3月に学校を卒業してから「学生」という身分を失ったまま社会で生活をしていかなくてはならないことについて不便を感じます。

学校の施設を利用して勉強しようにも、学割の適用を受けられなくなるために高額の定期代金を支払わなくてはなりません。アルバイトをする時間も無く勉強に時間をとられる受験生、予備校の模試や教材にも出費がかさむ学生にとってこれは厳しいです。

また、卒業後も法科大学院に5月まで在籍するために、授業も受けてないのに「検定料」「授業料」という名目の不明な代金を支払うことになるのも納得がいきません。

時間の浪費を気にして法科大学院卒業という祝いのイベントに満足に参加できない人もいます。

3月までに試験を終えることができれば、こういった弊害はなくなるように思います。

試験日を変更しないとしても、受験後まで法科大学院の学生として当然に施設の利用ができるように制度を整えてもらいたいです。

一日目から会場に来ない人がかなり多かった。5年に3回のルールが受験を先のほうに作用していると思う。

司法試験に合格成績をおさめているならば5年に4回目だろうが5回目だろうが法的素養はとらず十分と判断されるに足りるとおもうから、5年に3回ルールは不要と思う。

時間経過後も書き続ける者に対する対応が甘い。会場でも数名の者が試験終了の合図後書き続けていた。しかし警告に止まっている。やった者勝ちで不公平である。厳正な対応を求めたい。

今年の問題は、憲法でも誘導が入り、倒産法でも「なお」書きで、出来高部分は考えなくて良いという誘導が入っていた。例年以上に誘導が多いと感じた。

1日目と2日目連続で朝から晩まで時間的に拘束されるのは体力的にかなり辛い。2週間に分けても良いのではないかと思います。

公法系の短答は不要だと思います。

法曹の質の低下といわれていますが、その解消のためにも、受験生の負担を減らすためにも無くすべきだと思います。

公法系を減らした分、民事と刑事の基本的事項や実務的なことを聞けばよいと思います。受験生も民事の勉強に注力できます。

憲法、行政法合わせて4冊の判例百選を試験の数ヶ月前から一所懸命読み込んで、試験が終われば片っ端から忘れてしまい、実務でも使わないわけですし、あまり意味がないと思います。むしろ、公法系はどちらの科目も知識よりも思考過程が特に重視されるように思いますから、論文試験だけで十分ではないでしょうか。

東京の都立産業貿易センターで受験したが、受験者数に対してトイレの数が少ないと感じた。試験開始時間の15分前からトイレを禁じるならば、その15分前ギリギリにトイレに行く必要があるから、もっと、トイレ数が多い場所を試験会場にするべきだと考える。

これまでの試験と比較し、より現場思考力と知識の融合の熟度が試される問題が出題されているように感じられた。

これは設問において判例が引用されこれと当該事案との差異について問う問題(行政、民事系)が従来に比し増加している点に表れている。このような問題は、単に知っていた、あるいは論術の型を覚えていたのみでは対処しえないものであることから、試験の目的に沿った問題であると考えます。

・反面、現場思考を問うにしては設問数が多いように感じられた。

現場思考、事務処理の二つの負荷を加えることは有用であると思うが、それにしては設問数による負荷がいささか多いように思う。

試験官の私語が多い。休憩時間もうるさい。

民事系第1問の[設問3]は、相殺の意思表示の時期が不明でした。問われている賃借人の立場からは、差押前に相殺の意思表示を主張することが有利であり、そのように解答すると、論点がでてこなくなります。評価の上で不利益を受けるおそれが濃厚で大変不安です(道垣内「担保物法」152頁参照)。出題者が、受働債権の債権者ではない抵当権者に対する差引計算の主張を相殺の意思表示と勘違いしたか、立証を考慮して最も遅い時期を相殺の意思表示時期と想定したかわかりませんが、不適切な出題であると思います。検討の上で審査委員に照会していただきたいと思えます。

隣の席との間隔をもっとあけたほうがよい。

短答で使う知識を論文で使うことが多かった。

短答式試験科目は現行のままでよいが、分野は考えてほしいです。

純粋未修者が受かりやすいレベルの問題にしてほしい。

試験監督のチェックが統一されていない。

まったく分からない難解な問題が平成25年度では出題されなかったため、個人的には易化しているように感じた。

もっとも、同時に知識をどう使うか(特に憲法や刑法)に重点が置かれているようにも感じたので、書きなれているかいないかでも差がつく試験だったようにも思える。

法科大学院の教授陣の力が全く追いついてないと同時に感じる。判例解説が不十分であったり、いわゆる論点なぜ論点となるのかなどの理解が教授陣(平成22年当時までの出身法科大学院)に欠けているように思われてしかたがない。

論文試験は全体的に書く量が時間に比して多すぎます。

選択科目のように3時間とするか、設問量を減らすかしなければ、書くのが早い者、広く浅く記述する者、深く記述した箇所が出題趣旨に極めて合致している者しか合格しないこととなります。前二者が法曹にふさわしいものかには疑問があります(PCでの文書作成が一般的な現在に、手書きで早く書く能力や、論点をまんべんなく拾うことに拘り、深い思考をしないで論述する者が必要であるとは、出題者自身思っていないのではないのでしょうか)。

思考力を試すという目的からは、受験生が書ける早さを踏まえた適切な問題量・時間設定への変更が望ましいと思います。

受験生に無駄な負担を強いない、資源の無駄を省くという観点から、択一試験の日程を先行させ、択一試験通過者のみに論文試験を課すという(旧試)スタイルが適当だと思われます。

高い授業料を払って無事大学院を修了した者が、受け控えという時間の浪費をしなくても済む試験制度設計を強く望みます。

福岡会場について。幹線道路に面した会場であったため、大きなトラックが通ることが多く、その振動がひどくて試験に集中できない。もっとも、駅から遠くなるのは論外。試験中、監督員の足音、すぐそばの通交が気になって集中できない。走る者もいて非常にジャマ。

短答式試験を論文式試験と同時にやる必要性がよくわからない。日程を分けてもいいのではないか。受験生の負担が大きい。

短答式については、科目数を減らすべきとの意見があるが、短答式で得た知識が論文においても役に立つことが多い。最低限の知識を問うという点に力点があるのであれば、短答式の科目数を減らすべきではないと思う。

論文の出題についてです。出題趣旨が発表になっていない現段階では、はっきりしたことは言えないのですが。

今年の刑法(後半部分)と刑事訴訟法(捜査)の問題に類似した問題が去年某予備校の答練で出題されています。予備校の答練や模試の問題が的中することはよくあることではありますが、本年の問題については、知っているか知らないかで差がつくものであり、非常に不公平だと思います。このような傾向が続くと、受験生は何年も前の予備校答練や模試の過去問にまで手を伸ばさなければならず、負担がますます増えていってしまいますし、予備校問題を入手しやすい情報網の発達した上位ローの学生が有利になるでしょう。

また、論文については、3年前前から問題の質が下がってきていると思います。アルバイト学生が作成した論点ありきの予備校問題とまったく変わりありません。解いている感触が全く同じなのです。(問題作成を予備校に外注したのでしょうか?)

具体的にいうと、基本的なことをマスターしていれば、あとは現場思考力で解ける、という問題ではなくなってきているという印象を受けます。たまたま知っていた、とか、たまたま気付かなかったことによって差がついてしまうように感じます。

行政法については、授業内容と試験内容が全く別物という感じがします。そもそも、行政法を試験科目にすることに無理があるのだと思います。

憲法、民訴は良問だと思いました。

このアンケートの趣旨からは外れていますが、1人あたり1つの机にすべきだと思います。机を極端に揺らす人や激しく貧乏ゆすりをする人、その他これまでの人生で見たこともないような特殊な癖を持っている方が少なからず受験生の中にいます。そして、その癖が、司法試験受験という緊張状態の中で普段よりも極端な形で出てくる場合があります。隣の受験生は試験どころではなくなります。試験監督に確認したところ、席は絶対に変えられないそうですが、変えられないのなら、初めから1人1机にすべきだと思います。会場代などの問題もあるのでしょうか、何とかしていただきたいです。

短答が最終日にあるという日程が厳しい。変更すべきと感じた。

受験回数制限は受験生に過度な心理的負担を不要に強いていると他の人を見て思った。

5年で3回までの受験とは、1回の受験について非常にプレッシャーに思う。

なぜ、5年という猶予がありながら、1年に1回のチャンスも与えてくれないのか。

短答試験は、論文とは別の期日にしてほしい。

体力的にきつかった。

特にありません。

●法文については、以下の理由から、初日から最終日まで同一人物に同一の法文を使わせて頂きたいです。

(1) 第一は、病気の予防の観点からです。5月の中旬とはいえ、まだまだ風邪をひいたりしている方もおられますので、もし試験の2日目に前日使っていた人の病気に罹患し、4日目の短答式試験の日に発症したとすれば、人生が狂ってしまいます。

(2) 第二は、トイレに行ったときに、手を洗わずにトイレを出ていく方々を、少なからず普通にも何人かお見かけするからです。(なお、私はまだ見たことがありませんが、「大」の方の個室から出てきて手を洗わずに出ていった人を見かけた友人もおります)。

女性の試験委員の方は想像してみても頂けませんでしょうか。今、自分の目の前に配布された法文が、トイレに行っても手を洗わない主義の男が前日に使った法文であることを。

●短答式試験の科目数を削減するという報道をみて、当初は賛成だったのですが、最近周囲の友人等と話をすると、科目数が少なくなった場合に、差をつけるために、「重箱の隅をつつくような問題」、「悪質なひっかけ問題」、「穴埋めやパズルのような問題」などが増えてしまったりしないか、とても心配になってきました。

短答式の科目数が減らされてしまうと、受験生は、今まで以上に細かい点について勉強する時間を割かなければならなくなったり、穴埋めやパズルの問題を解くための試験テクニックを磨くために時間を割かなければならなくなる等、科目数が7科目の現行制度の時よりも何倍も短答式試験の勉強に時間を割くことを余儀なくされる結果、論文式試験の答案の質が更に低下するという事態を招かしかねません。

これ以上、短答式試験の勉強の負担を増やさないためにも、科目数は7科目に据え置き、減らさない方が良いような気もしてきました。(今の科目数のままなら、わざわざ短答対策のために時間を割かなくても、論文式試験の勉強をちゃんとしていれば、足切りを免れることが可能ですが、科目数を減らされてしまうと、論文の勉強とは別に短答式試験の勉強をすることを強いられることになってしまいます)。

●もし短答式試験の科目数を3科目に減らす計画を撤回できない段階にまでできてしまっている場合には、各科目の試験時間と問題数を今までよりも増やして頂けませんでしょうか。

すなわち、憲法を1時間半で40問、民法を2時間半で72問、刑法を1時間半で40問、にして頂きたいです。

なぜなら、旧司法試験のように、憲民刑がそれぞれ20問ずつしか出題されないと、差をつけるために、パズルや穴埋め等のテクニックを要する問題が出題されたり、学生が憲法判例の「判旨の“暗記”」に走り出してしまような問題が出題されたり、刑法の細かい学説の理解にも手を染める勉強を余儀なくされるような問題が出題されてしまう可能性があるからです。

旧司法試験の頃は、試験テクニックを要する問題が出題されたため、論文の実力がある人が論文式試験に進めず、試験テクニックに長けた人達が論文試験の受験資格を奪ってしまっていたと聞いております。このような歴史をなるべく繰り返さないようにして頂きたいです。

なお、各科目の満点を100点に設定する必要はないと思います。200点でもいいですし、中途半端に170点等にしても良いのではないのでしょうか。

●最近の問題をみていると、設問の事例にでてくる「事実」のほとんどが答案を書く際に重要な事実となっておりますが、もっと答案作成に不必要な事実を問題文中に散りばめて、事案解決に必要な事実と不必要な事実の取捨選択をする能力も問うて頂きたいです。

●刑事系(刑法と刑事訴訟法)の去年までの過去問を解いていると、検討すべき項目が多すぎて、事実を簡単に(場合によっては事実「評価」をする暇もなく)適示して次の検討事項の処理に急がないといけなかった傾向がありましたが、今年のような問題であれば、事実を「評価」して答案に示す時間が生まれるので、良かったと思います。今後事実をどのように(或いは、なぜどのように)「評価」したのかについて説明する時間的余裕が生まれるように、検討項目数の少ない問題にして頂きたいです。(ただし、かならずしも設問中の事実の量を少なくしてほしいという訳ではありません。検討項目数や論点数を少なめにしたいという趣旨です)。

●試験の名前を「司法試験」ではなく、「新司法試験」に戻して頂きたいです。試験の名前が「司法試験」になってしまったせいで、平成18年度以降の現在の司法試験の情報だけを検索したいのに、旧司法試験の情報までヒットしてしまい、情報収集の効率がものすごく悪くなってしまっています。

●法曹養成制度検討会議のシミュレーションをみると、平成26年の司法試験の受験者数について、平成26年も受け控えが25%発生するという前提になってしまっています。

また、受け控えには2種類あって、「願書を出したけれども受験しなかった」という受け控え組と、「願書すら出さない」受け控え組があります。そして、前者が今年だと約2500人、後者が3000人とされていますが、後者を失念したままシミュレーションをしているように感じます。

来年(H26)は、受け控えする人など“皆無”になる上に、予備試験の滞留者も加わりますので、シミュレーションをやり直した方が良いでしょう。気が致しました。(おそらく、H26の出願者数は12000人で、受験者数が11300人くらいではないでしょうか。)(受験制限が撤廃されるH27と28の出願者数は、おそらく2万人を超えらると思います)。

●成績表ですが、現行の系別の点数表記を維持したまま、それとは別に各科目(選択科目を除く残りの7科目)それぞれの評価をA~G評価で示して頂けませんでしょうか。

本当は、各科目ごとの点数を表示して頂けるのが一番嬉しいのですが、もしそれができない場合には、せめて、1科目ずつA~G評価の成績表を頂きたいです(現行の系別の「点数」表示も維持して頂きたいです)。

系別の成績表だけだと、不合格だった場合の敗因分析が非常に困難で、せっかく成績表を頂いても、それを次の年の試験勉強に生かすことができません。

司法試験委員会の方々は、一発合格するような方々ばかりで、「敗者」の気持ちは分かりにくいのではないかと思います。「負け組」の気持ちを分かってくれれば幸いです。何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

●司法試験の時間割は、今のままで良いと思います。中日があるのも良かったです。4日目の刑事系の試験開始時刻を早めにして受験生を早く開放し、逆に5日目の短答試験の開始時刻を遅らせるという時間設定については、受験生心理を分かっているなどと思いました。

●論文の科目数を減らして頂けるのは嬉しいのですが、その前に、論文式試験の各科目の試験範囲を狭めて頂くことはできませんでしょうか。

試験範囲が広いと、「これも試験範囲内だから出題されても言い訳できないしな・・・」などと“基本”がしっかり身につけていないのにマイナー分野の勉強にも手を出さなければならなくなり、基本を反復して理解を深める時間が無くなってしまい、結局、基本がおろそかになってしまいます。

民法の基本的な理解すら覚束ない段階で、要件事実の勉強に時間を割かなければならなかったり、会社法の理解があやふやなのに、商法総則・商行為・手形法・小切手法の勉強にも時間を割かなければならず、結局会社法の基本を反復して勉強して理解を確固たるものにできないまま本試験を迎えたり、ということになります。

すなわち、試験範囲が広いと、一見すると「基本を身につけたから、次のステップにも手を出している」ような体裁をかもしだしていますが、じつは「すべからず中途半端だった」ということになってしまいます。

●短答式試験の商法総則・商行為・手形法・小切手法(以下、「商法・テコギ」という)については、あまり難しい問題は出題しないで頂きたいです。

なぜなら、難しい問題を出してしまうと、「俺は商法・テコギは捨てた」と言っている人と、商法・テコギを真面目に勉強している人との間で点数差が開かなくなってしまう、正直者が馬鹿を見る結果となってしまいますから。

●民事訴訟の論文問題の設問3の問題文の日本語が分かりにくかったです。複数の意味にとれるようにお思いました(私の国語力が低いことが原因でしたら、申し訳ございません)。

論文試験で疲れた体で短答を受験させる日程は女性や高齢者の受験生に酷ではないか。

誘導が親切すぎて、注意力に欠ける受験生までも合格の望みを持って試験内容になってしまっている。そういう受験生もふるい落とすべきではないか。

1年に4日(実質連続して5日)という試験日程をいかにげんやめてほしい。働きながら受験するものにとっては非常に大変で、また修了生もそれゆえに就職に二の足をふんでいる。旧司のように短答と論文を分けてほしい。回数制限の撤廃も。

働いて受ける人も多いので、土日のみ試験日としてください。お願いします。

予備校にほとんどのロースクール生が通うようになっている。法科大学院の講義では、試験に対応できないことの顕れではないか。在学中の期末試験も、予備校に行っている人や、授業のデータを持っている人など、効率良く勉強している友人の方が成績が明らかに良かった。

試験の日程を大幅に見直す必要がある(例えば、2日目と3日目の間を、1日ではなく、一週間空けるなど)。「分析力や表現力を問う」といつ、実質的に“体力テスト”まで兼ねている現在の試験日程には大いに疑問を感じる。

・会場のうち、仮受験票発行所という受験者が立ち入り可能な場所で問題保管のため立ち入りを禁じられた。

・監督員が、短答式試験問題につき記名の指示をしていない。

・大阪会場のトイレがやや少ない。

行政法の誘導が、行政庁の意見に沿った考え方とは何かを問うというものになっており、その考え方に沿わない人を排除する流れだったので不適切だと感じた。

年により出題傾向があまりに変化しているため、一定の実力がはかれるのか疑問。

試験監督員が机にぶつかった、字がずれて書き直す羽目になった。やめてほしい。

受けひかえる人が多いと感じた。精神もそうだが、体力的にやはり厳しい試験とあらためて思った。

以前よりも判例の理解が深く求められた気がします。

試験監督のおじさんが試験時間中に次の教科の構成用紙を音を立てて分けており、うるさかった。これには、本当にイラっとした。

民訴、行政法はブレている。

論文式試験科目は現行のままでよいが1次(短答)、2次(論文)に分けて欲しいと思います。

短答式試験は現行のままでよいが3科目にする必要はない。勉強になるから。また論文式試験は現行のままでよいが、選択科目の勉強も役立つので減らすべきでない。出題形態の変化。

短答式受験科目は現行のままでよいが、下四法をなくするのはやめてほしい。再受験組はそれまでの努力は報われない。会場をもっと早く開けてほしい。遠方から来る受験生は、電車の遅延の可能性も考慮して、かなり早くに会場に到着せざるを得ないので。

民訴など本来は手続法であるのに理論面の出題が毎年なされているが、修習、実務で必要とされる能力を要求する内容に変更してほしい。なぜなら、受験生は試験傾向に合わせた学習を行わざるを得ないため、必然的に実務的な学習が不足してしまう結果となるからである。

他の法科大学院では、問題の流出があるといえる。ex.定期試験で出題された問題と全く同じ、ないし同じ出題趣旨のものが本試でも出題されている。

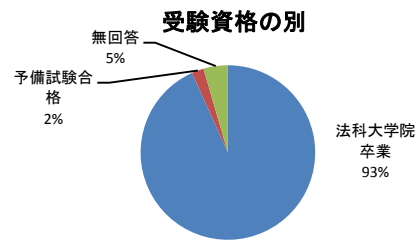
(7) 学歴等

① 受験資格の別

法科大学院卒業	290
予備試験合格	7
無回答	14

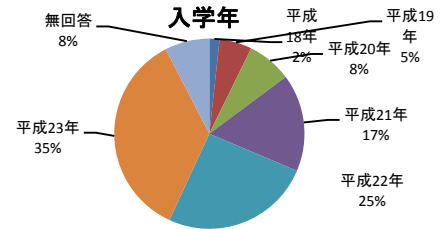
卒業した法科大学院名

青山学院大法科大学院	4
大阪学院大法科大学院	1
大阪市立大法科大学院	1
大阪大法科大学院	3
大宮法科大学院大学	3
岡山大法科大学院	1
香川大法科大学院	3
学習院大法科大学院	3
鹿児島大法科大学院	1
神奈川大法科大学院	4
関西学院大法科大学院	1
関東学院大法科大学院	1
九州大法科大学院	9
京大法科大学院	2
近畿大法科大学院	1
熊本大法科大学院	4
慶應義塾大法科大学院	5
甲南大法科大学院	1
神戸大法科大学院	3
國學院大法科大学院	1
駒澤大法科大学院	1
島根大法科大学院	1
首都大東京法科大学院	8
上智大法科大学院	19
駿河台大法科大学院	1
成蹊大法科大学院	1
専修大法科大学院	3
創価大法科大学院	2
千葉大法科大学院	10
中央大法科大学院	20
中京大法科大学院	2
筑波大法科大学院	2
東京大法科大学院	1
東北大法科大学院	22
東洋大法科大学院	2
名古屋大法科大学院	2
日本大法科大学院	24
白鷗大法科大学院	3
一橋大法科大学院	1
広島大法科大学院	16
福岡大法科大学院	2
法政大法科大学院	3
北海学園大法科大学院	1
明治学院大法科大学院	3
明治大法科大学院	13
立命館大法科大学院	2
早稲田大法科大学院	41
無回答	32



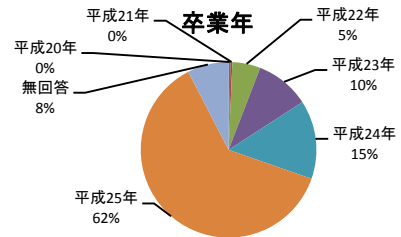
入学年

平成18年	5
平成19年	16
平成20年	22
平成21年	48
平成22年	74
平成23年	103
無回答	22



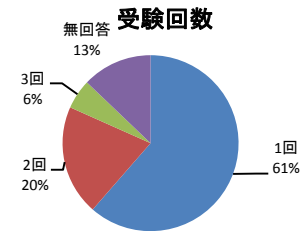
卒業年

平成20年	1
平成21年	1
平成22年	15
平成23年	29
平成24年	42
平成25年	180
無回答	22



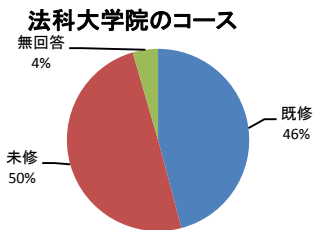
新司法試験受験回数

1回	191
2回	63
3回	17
無回答	40



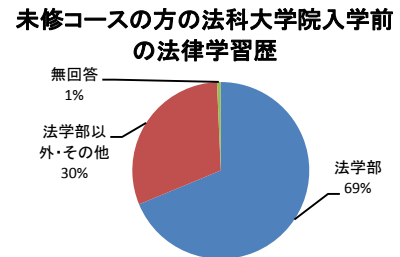
法科大学院のコース

既修	133
未修	144
無回答	13



未修コースの方の法科大学院入学前の法律学習歴

法学部	99
法学部以外・その他	44
無回答	1



② 予備校に通ったことがありますか

ある	169
ない	121
無回答	21

